

保存種別 第3種

各都道府県警察の長  
各地方機関の長 殿  
各附属機関の長

警察庁丙捜二発第3号  
平成12年4月14日  
警察庁刑事局長

告訴・告発の受理・処理の適正化と体制強化について

告訴・告発（以下「告訴等」という。）は、その取扱い次第では国民の警察に対する信頼を失墜しかねず、また、被害者対策の面からも適正な対応が特に強く望まれるものであることから、各都道府県警察においては、受理・処理の適正化と合理化に努めているところであるが、最近、告訴等の相談時における不適切な取扱いや、受理後の捜査の停滞等の問題が散見される状況にある。

このため、各都道府県警察にあっては、直ちに管内各警察署における告訴の受理・処理の状況について実態把握を行うとともに、個別の事案ごとに必要な指導を行う等、所要の措置をとられたい。

また、下記のとおり、警察署幹部による告訴等の取扱いに関する指揮の徹底を図るとともに、警察署における告訴等の受理・処理等の専門的取扱い機能を補充するため、警察本部に告訴専門官（仮称。以下同じ。）等を設置し、警察署の告訴等の受理段階における事案の組織的検討による受理の適正化、同処理段階における指揮・指導と効率的な捜査力運用による捜査の迅速化を進められたい。さらに、必要に応じて警察署知能犯係の増強を図るなど、告訴等に係る捜査体制の強化にも努められたい。

なお、本通達の発出に当たっては、長官官房と協議済みである。

「告訴・告発の受理・処理の合理化の推進について」（平成5年5月21日付 丙捜査二発第13号）は廃止する。

## 記

### 1 警察署幹部による指揮の徹底

#### (1) 警察署長の指揮

警察署長は、告訴等の取扱いの責任者として、相談の段階からその内容を把握し、適正な対応について刑事課長を指揮するとともに、受理・不受理の可否について判断が困難な場合は、告訴専門官と連携を密にするよう刑事課長を指導し、その結果を確認すること。

また、告訴等を受理した後においては、刑事課長に逐次捜査の進捗状況を報告させるとともに、迅速・適確な捜査を推進するため捜査体制の確保を含め、捜査指揮を徹底すること。

#### (2) 刑事課長の指揮

刑事課長は、告訴等の相談がなされた場合は、速やかにその内容を署長に報告し、その取扱いについて指揮を受けるとともに、その相談内容について受理・不受理の方針とともに、本部主管課に報告すること。

また、告訴等を受理した後においては、捜査指揮を徹底して迅速・適確な捜査の推進を図るとともに、捜査の進捗状況を逐次署長に報告すること。

### 2 告訴専門官

#### (1) 設置

本部捜査第二課に告訴専門官を設置すること。

告訴専門官については、民・商事に係る法令・実務知識に通暁したベテラン知能犯捜査員を登用する必要があるが、その主たる任務が警察署に対する指導であることを考慮し、これに警視又は警部の階級にある者をもって充てることを原則とする。

なお、告訴等の取扱量が多い府県等にあつては、必要数の補助官の附置、告訴専門官の複数配置、告訴センターの設置等、告訴等の取扱いに関する専従指導体制の整備を行うこと。

## (2) 任務

告訴専門官は、警察署における告訴等の取扱いの現状を常に把握するとともに、専門的・技術的指導等を行うこととする。

### ア 受理段階におけるきめ細かな指導

警察署における告訴等の相談段階からその内容をすべて把握し、事実関係が複雑で、受理に当たって慎重な検討を要すると認められる案件又は被害の回復を図り、若しくは被害の拡大を防止するために迅速な対応を要すると認められる案件については、当該警察署に対して、その擬律判断、疎明資料、受理の可否等についてきめ細かな指導を行う。

さらに、告訴等の相談者に対して、受理の可否に関する警察の検討状況や疎明資料が必要な理由等について十分な説明が行われているか、警察の受理、不受理の判断が確実に伝達されているか等を個別の案件ごとに把握し、相談者への適切な対応がなされるよう具体的な指導を行う。

### イ 個別案件に応じた具体的な捜査指導

警察署における、捜査の進捗状況の把握については、書面報告のみに依ることなく、個別の案件ごとに、定期的に招致指導、現地指導を実践し、捜査方針の樹立をはじめ処理に至るまでの各段階における具体的な捜査指導を行う。

なお、複数の警察署によるいわゆる共同処理を行うことが、処理の効率化等の面で有効であると認められる場合においては、適正かつ円滑に共同処理が図られるよう必要な指導・調整を行う。

### ウ その他

#### (ア) 検察庁連絡の指導

個別案件の送付段階における警察署の行う検察庁連絡に関して具体的な指導を行うとともに、事実関係が複雑な案件については、必要に応じ、自ら検察庁との連絡を行う。

#### (イ) 弁護士会との相互理解の確保

告訴等の代理人となる弁護士との関係に配慮し、地元単位弁護士会と恒常的なパイプを構築するとともに相互理解を深めるよう努める。

(ウ) 知能犯捜査員の育成

告訴等の取扱いは、知能犯捜査の原点であるという認識に立ち、上記の各種指導を通じて、第一線知能犯捜査員の知識・技能の向上を図る。

3 告訴等の取扱いに向けた警察署の体制強化

事実関係が複雑な案件については、知能犯捜査経験の豊富な捜査員を充てるなど、個別の案件ごとにその捜査に必要な体制の確保を図るとともに、警察署知能犯捜査系の業務負担量等を検証し、その業務実態に応じた体制の強化を図ること。

4 管区警察局による業務指導の徹底

管区警察局にあっては、前記施策の実効を期し、各府県警察における告訴等に係る業務の適正化に資するため、定期的に各府県警察本部に対して実地調査を実施して当該業務の実態を把握するとともに、適切な告訴等の取扱いに関する業務指導を徹底すること。